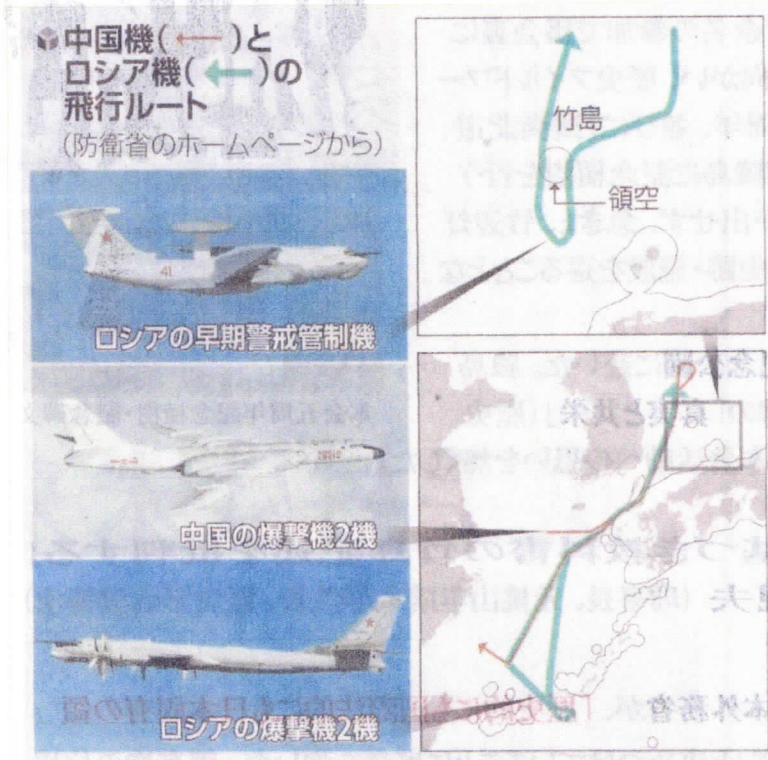


本部;代表 趙吉夫 (大阪府八尾市志紀町 3-30 八尾市韓国人会館内 Tel.072-949-1521, FAX072-949-4337)。

編集;理事長 久保井規夫(大阪府高槻市川添 1-3-20 Tel.Fax;072-695-3210 Email; aphckuboi@ybb.ne.jp)

新聞報道 7/23「竹島『領空』露軍機侵犯韓国 360 発警告射撃」



「読売新聞」2019.7.24

「韓国軍合同参謀本部は、23日、韓国が実効支配する島根県竹島(韓国名独島)付近でロシアのA50早期警戒管制機一機が同日午前計7分間『領空を侵犯』し、韓国軍戦闘機が計300発の警告射撃を行ったと発表した。……これに先立ち中国のH6爆撃機2機が同エリアを飛行していたロシアのTU95爆撃機2機と共に韓国の防空識別圏内に入ったという。」「日本政府は、竹島は日本固有の領土としながらも、外交的な解決を目指すとの立場から、日本の防空識別圏から外している。そのため韓国軍機の恒常的な領空侵犯に警告などはしておらず、A50にも同じ対応をした」(以上「毎日新聞」2019.7.24)。

さて、日本の航空自衛隊戦闘機が、

韓国と違って、緊急発進(スクランブル)しなかったことについて、同日他紙は、次のように伝えた。

「揺れる日韓、中ロくさび?」一方、日本は、緊急発進の対応を取らず、韓口の両政府に外交ルートで抗議した(朝日新聞)。「日本政府は、竹島を我が国固有の領土としているが、韓国が実効支配している。周辺空域を軍事的な監視下に置くADIZ(防空識別圏)に設定せず、通常は緊急発進などの対応はしていない」(日本経済新聞)。

「空自の緊急発進、竹島は対象外。竹島は韓国に実効支配され、日本の施政権が及んでいないため、政府は竹島をADIZ(防空識別圏)から除外している。竹島にADIZを設定すれば軍事的な緊張が高まるからだという」(産業経済新聞)。

また、「河野外相は、『竹島は我が国の領土なので、領空侵犯をしたロシアに対しては我が国が対応するものだ。韓国が措置を行うのは、我が国の立場と相いれない』と述べた。韓国外交省関係者は、『主張は受け入れられない。抗議は一蹴した』と語った」(読売新聞)。

例年の如く、8月、この地域で米韓軍事演習が実施される前に、中露両国が、軍事的にも結束の親密さを合同演習で誇示したとの見方がある。なお、この事件で、韓国が独島=竹島の実効支配を重視していることが明らかであり、日本側は、韓国の実効支配の前に、現実的な対応をして「そのままにして介せず」という態度である。

第三次韓国現地学習の実施

2019. 6/23～27、「竹島の日」を考え直す会として、第三次の韓国現地学習を実施した。実は、昨年実施した第二次韓国現地学習(2018. 5/2～5/5)は、30名もの参加希望者があり、現地では、バスを借り切ったの団体行動となった。一日目の日韓学術会議(浦項工科大学国際会館ホール)は、二百余名の参加で盛会裏に終えた。翌日、5/3～4と、鬱陵島方面へ向かい、歴史フィールドワークを行う予定であった。また、本会発足五周年、並びに「慶尚北道独島財団」との友誼三か年を記念して、鬱陵島に記念植樹を行う予定であった。残念ながら天候不順で船が出せず、急ぎよ、竹辺灯台や海洋科学技術院など、東海岸の関係史跡・施設を巡ることとなった。(ニュースNO. 16を参照)。

6/25、本会一行は、鬱陵島の安龍福記念公園に赴いた。独島財団が用意してくれた植樹の場で、記念碑の「真実と共栄」(歴史の真実は日韓の友好を深めるとの意)に、本会活動への思いを熱くした。



本会五周年記念植樹・記念碑文

10/12 講演2 「歴史の真実に基づき教科書の竹島記述を批判する」

久保井規夫 (理事長、元桃山学院大学教員、歴史学名誉博士)

はじめに

私は、竹島(独島)の領有権について、日本外務省が、「歴史的にも国際法的にも日本固有の領土」と主張し、韓国の独島領有を「不法占拠」と決めつけていることに疑義を抱いた。領有権の位置づけが、日本軍による日露戦争での韓国占領時だったからである。日韓両政府の提示してきた史料では納得できず、さらに新史料を発掘・分析した。かくて、竹島(独島)は、日本が韓国を植民地支配する過程で強奪したものであり、敗戦後の日本は韓国に返還すべき領土と確信した。詳細は、既に、拙著「図説 竹島=独島問題の解決……竹島=独島は、領土問題でなく歴史問題である」柘植書房新社(2014.6.20)にまとめた。

しかし、戦後、政府から我が国民に情宣されてきた日本の領土問題は、当初、戦後処理としてのロシアとの千島(クリル)列島の一部、南千島(北方領土)だけであった。韓国との竹島(独島)、中国との尖閣(釣魚)諸島は、領土問題としてクローズアップされなかった。何よりも、日本が交戦したロシア(ソ連)、日本が植民地化した韓国、日本が侵略した中国という、戦後処理をしなければ交渉も始まらない関係であった。サンフランシスコ講和条約では解決できず、個別の国交回復交渉が遅滞し、領有権をめぐる事態も複雑化した。ロシアとは、未だに平和条約さえ締結し得ていない。それは、当該国政府間の交渉では、国交回復を優先し、領有権の解決を留保してきた経過がある。このように、日本の領土問題は、戦後処理としても関係国との交渉が遅滞し、留保され、解決済みとは言え

ない。また、戦後処理としてだけでなく、領有権の基盤となる歴史認識が、千島(クリル)列島、竹島(独島)、尖閣(釣魚)諸島、それぞれ異なっており歴史検証が必要である。

にも拘らず、近年、日本政府が、領有権をめぐる歴史検証を不十分なままに、南千島、竹島(独島)、尖閣(釣魚)諸島の領有権を我が国「固有の領土」であるとの主張を公にした。尖閣(釣魚)諸島では、日本政府は、一部私有地を買い上げて国有地とした。我が国「固有の領土」とは、「他国が領有権を主張できない我国が古来より一貫して権限を持ってきた領土」という意味であり、他国の領有権を拒否する自己絶対の主張である。実効支配している関係隣国に対しては、「不法占拠」との罵倒を為すこととなる。いやでも、関係隣国とは紛糾が生じる。勿論、国内でも論議が生じた。

まして、明日の世論の基礎認識となる学校教育の教科書が、領土教育記述について、現政権の「固有の領土」見解だけを反映することを検定合格の基準とされたことは、現政権による国定教科書に等しい。未来を担う子供たちに、史実が歪められ公正な判断ができない教育統制がなされる。在日する関係隣国の子どもたちへ、地域・学校ぐるみで「不法占拠」=悪者とみなしての「罵倒」「いじめ」が公然化するであろう。

歪んだ領土教育で、領土ナショナリズムが強調され、隣国への敵愾心が煽られて、平和友好関係が阻害されることを危惧する。戦後、私たちは、侵略と植民地支配を反省し、在日外国人が共生できる国際協調の日本社会を築き上げてきた。正しい歴史認識を踏まえた国際協調は、国内外での共存共栄の未来志向の基盤となる。これからも、在日する関係隣国の子どもたちが、共生できる地域・学校を守る為にも、私は、「対立よりも解決を追求する為の領土教育の課題」を此処に提起する。学校教師でもあった私の責務と認識するからである。

I. 検定基準改悪と小中高教科書「領土」記述の偏向

1981年度教科書検定で、「侵略」を「侵入」「進出」などと記述させたことは不適切として、被害国からの批判も受けた。翌年、検定基準に「近隣諸国条項」が加えられた。アジア諸国との近現代史は「国際理解と国際協調の見地から必要な配慮」をするとした。しかし、安倍晋三首相は、1997年、「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」を発足させ、事務局長であった。①教科書検定・採択方法の「改善」、②近隣諸国条項の改定、③従軍慰安婦の強制を認めた河野談話の見直しを目指した。この策動は、第一次・第二次安倍政権の下で、着々と実行されてきた。

領土教育については、2008年度の「学習指導要領解説」改訂で、中学社会地理的分野で竹島に付いて、「我が国と韓国の間には竹島をめぐって主張に相違があることなどにも触れ、北方領土と同様に我が国の領土・領域について理解を深めさせることも必要である」とした(2008.7.15)。

かくて、すべての中学教科書に留まらず、高校教科書でも竹島、尖閣諸島を記述する動きが出た。2013年度検定合格した高校社会科教科書では、九社の内八社が、北方領土に加えて竹島・尖閣を記述した。ただし、文部科学省教科書調査官からの「我が国の領土であることが理解しがたい表現である」とのクレーム(意見)で差し戻され、北方領土同様に「我が国の固有の領土」記述に

なる。検定合格・採択されるためには、政府見解のままにという、実質、国定教科書同様に靡いた。かくて、外務省見解其の儘に、竹島を「第二次世界大戦後、韓国が一方的に占拠した」と記述した。「近隣諸国条項」は無視され、実質的に骨抜きにされた。



遂に、2014年1月28日、文部科学省は、中学・高校の「学習指導要領解説」(教科書の編集や学校授業の指針となる)を改訂し、尖閣諸島と竹島を北方領土同様に「我が国固有の領土」指導するように明記し、発表した。それは、竹島を「韓国が不法占拠」「平和的な手段による解決に向けて努力している」とし、尖閣諸島を「我が国が有効に支配し、領有権問題は存在しない」と記述することを主導するものであった。四月からの中学教科書検定から適用され、2016年度中学教科書、2017年度高校教科書に反映される。日本政府の見解に教育を拘束し従属させるものである。

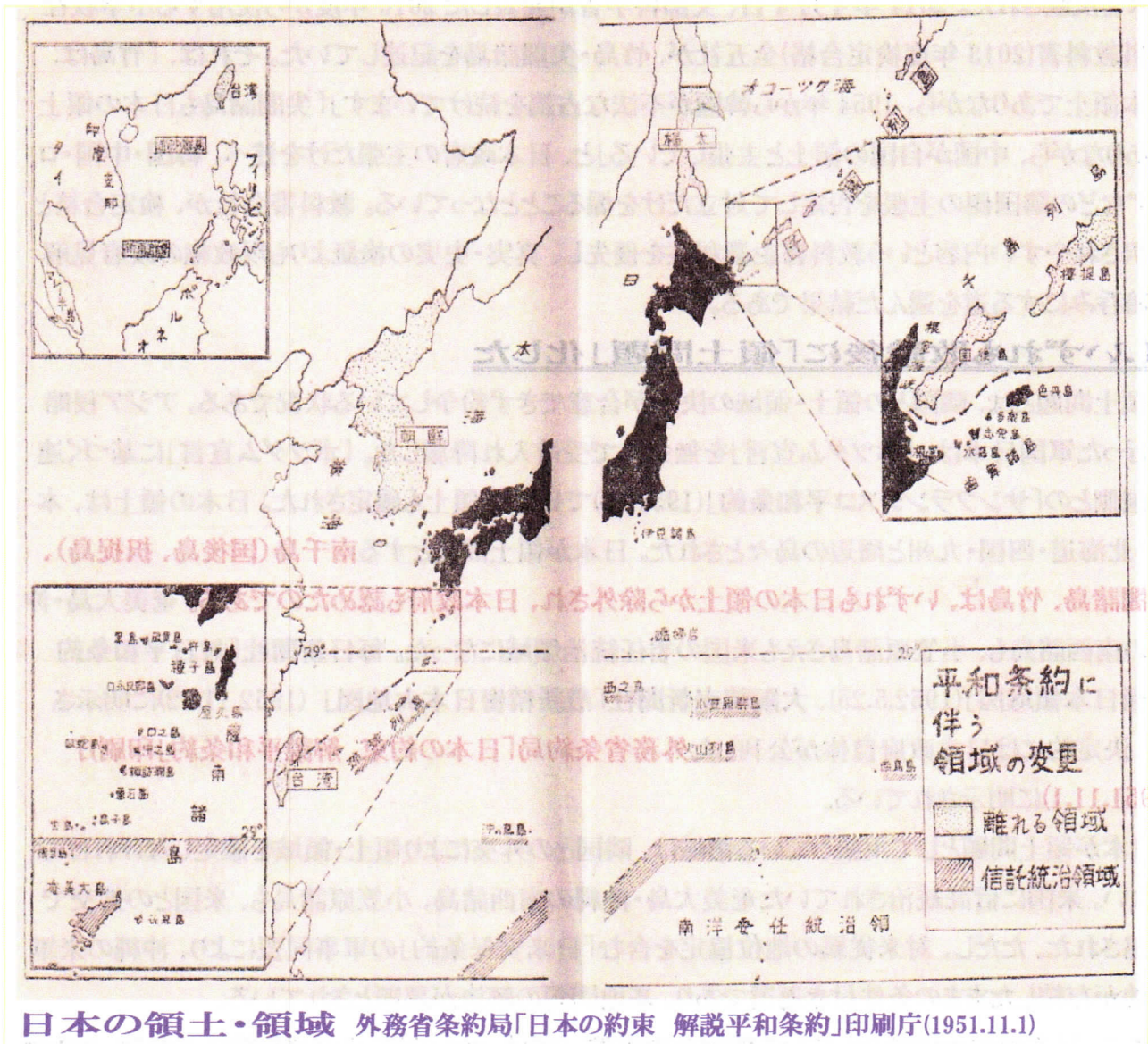
あろうことか、その動きは、「学習指導要領解説」の対象でもなかった小学校社会科教科書にも早々と反映された。2014年4月4日、文部科学省が発表した2015年度から使用する小学校社会科教科書(2013年度検定合格)全五社が、竹島・尖閣諸島を記述していた。それは、「竹島は、日本領土でありながら、1954年から韓国が不法な占拠を続けています」「尖閣諸島も日本の領土でありながら、中国が自国の領土と主張している」と、日本政府の主張だけを述べ、韓国・中国・ロシアなどの隣国側の主張を否定して対立だけを煽ることとなっている。教科書会社が、検定合格と採択されやすい内容という教科書企業利益を優先し、真実・史実の検証よりも現政権の政府見解を鵜呑みにする道を選んだ結果である。

II. いずれも敗戦後に「領土問題」化した

領土問題とは、隣国との領土・領域の決定が合意できず紛争している状況である。アジア侵略を行った軍国日本は、「ポツダム宣言」を無条件で受け入れ降服した。「ポツダム宣言」に基づく連合国側との「サンフランシスコ平和条約」(1951年)で日本の領土も確定された。日本の領土は、本州・北海道・四国・九州と周辺の島々とされた。日本が領土問題とする南千島(国後島、択捉島)、尖閣諸島、竹島は、いずれも日本の領土から除外され、日本政府も認めたのである。奄美大島・沖縄の南西諸島も、小笠原諸島さえも米国の委任統治領域になった。毎日新聞社「対日平和条約付図日本領域図」(1952.5.25)、大阪読売新聞社「最新精密日本大地図」(1952.11.12)に明示され、決定的には日本政府自体が公刊した外務省条約局「日本の約束 解説平和条約」印刷庁(1951.11.1)に明示されている。

日本が領土問題として主張している領域は、隣国との外交により領土・領域を確定しなければならない。米国に信託統治されていた奄美大島・沖縄の南西諸島、小笠原諸島も、米国との外交で返還された。ただし、対米従属の地位協定を含む「日米安保条約」の軍事同盟により、沖縄の米軍基地が存続したままの条件付き返還であり、基地問題の解決が課題とされている。

さて、日本の領土問題化している隣国の中露韓三国は、サンフランシスコ条約に不参加、または署名していない。中国の場合も、署名したのは中華民国(台湾政権)であって、中華人民共和国(中国本土政権)ではない。日本は、隣国三国とは、国交正常化と領土に就いて、それぞれの国と交渉し、領有権について合意しなければならない。そして、占領米軍とは異なり、隣国としての歴史認識が加わる。即ち、日本が、侵略した中国、植民地支配した韓国、交戦したソ連(ロシア)という歴史である。さらに米ソの冷戦により、中国内戦、朝鮮戦争もあって、国交回復と平和条約が至難にして大きく遅れ、その間に領土問題が複雑化した。個別に両国間で、歴史認識と現状を踏まえて外交による合意が必然である。それを日本政府は成し得ないまま、領有権を一方的に主張しているため、解決できる筈がないのである。



Ⅲ. 政府見解の教科書は対立の領土ナショナリズムを煽る

① 対立を煽る外務省見解を反映した現行教科書

日本の教科書は、法規制を持つとされる「学習指導要領」「学習指導要領解説書」の指示に従った内容でなければ、教科書検定に合格できない。その「学習指導要領」には、「政府見解がある場合は、それに基づく記述をしなければならない」とされている。かくて、検定に合格・発刊される教科書は、国定教科書並みの政府の意向に沿った内容になる仕組みである。現在、小中高学校の教科書には、領土問題(北方領土、尖閣諸島、竹島)が記載され、実践されている。教師は、北方領土・竹島・尖閣諸島を、外務省見解通りに「歴史的にも、国際的にも、我国の固有の領土である」として学校で教えなければならない。教科書出版社は、文科省検定に合格しなければ、教科書を出版できない。従って、どこの出版社の教科書も、領土問題の記述は外務省見解通りである。

②新「学習指導要領」は偏向した領土教育を強化

学習指導要領での北方領土、竹島、尖閣諸島の扱い

小学校社会	記載なし	いずれも「我が国の固有の領土」
中学校社会	地理	「北方領土は我が国の固有の領土」 「尖閣諸島に領土問題は存在しない」
	歴史	「領土画定を取り扱う際、北方領土、竹島、尖閣諸島に触れる」
中学校社会	公民	「我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し平和的解決に向けて努力」 「尖閣諸島に領土問題は存在しない」

領土教育 充実図る



海上自衛隊の哨戒機P-3Cから見た尖閣諸島。手前から南小島、北小島、魚釣島。平成28年10月

次期指導要領 文科相「当然」

14日に公表された次期学習指導要領の改定案では、小中学校の社会で竹島（島根県隠岐の島町）、尖閣諸島（沖縄県石垣市）が「固有の領土」と初めて明記された。現行指導要領は一部に北方領土の記載はあるが、竹島と尖閣諸島には触れていなかった。

松野博一文部科学相は同日に記者会見し、「日本の将来を担う子供たちが固有の領土について正しく理解することは主権国家における公教育としては当然」と述べた。法的拘束力のある指導要領に書き込むこと

で、教育現場での領土教育の充実につなげたい考えだ。今回の改定案では、小学校は日本の領土を扱う5年で、いずれも「固有の領土」と明記。中学の地理的分野でも同様に「固有の領土」とし、特に尖閣諸島については「領土問題は存在しない」とも扱ったと記述した。

歴史的分野では明治期の領土画定を扱う際、北方領土に触れ、竹島と尖閣諸島の編入についても伝えたと

言及。公民的分野は日本が竹島や北方領土の問題の平和的解決に向けて努力していることや、尖閣諸島には領有権の問題がないことを取り上げるとした。

文科省は平成26年1月改定の教科書作成の指針となる指導要領解説書で、竹島、尖閣諸島ともに「固有の領土」と明記しており、既に小中学校の社会の全教科書に記載している。

関係自治体も全国的な領土意識の高まりに期待している。島根県竹島対策室の担当者は今後は他の都道府県にも竹島への関心が広がってほしいと、

沖縄県石垣市教委の担当者は「周辺海域では今でも地元漁師と外国船との間でもめ事があり、厳しい現実を目を向けてほしい」とし

複数の新聞で記事比

国語では語彙や情報の読み取りに関する指導の充実が盛り込まれた。文章やグラフから必要な情報を読み取る「読解力」は、15歳を対象とした2015年国際学習到達度調査（PIISA）の順位が前回の4位から8位に後退するなど課題だとしている。

国語での新聞の活用は現行要領にもあるが、小5、6で複数の本や新聞を用いることを明記。中2は新聞などで情報を集め、中3で論説や報道などの文章を比較

「産経新聞」(2017.2.15)

2017年2月14日、文部科学省は、「学習指導要領」を改定し、小中学校で、従来の北方領土に加えて、竹島・尖閣(釣魚)諸島を「我が国固有の領土」と明記した。これに基づき、教科書が作成さ

れ、検定を受けることとなる。中学校社会科では、地理だけであったが、歴史・公民でも領土教育が必須とされる。各新聞社は、文部科学省の見解を是とする論調であったが、「朝日新聞」は社説において、今回の「学習指導要領」改定で重視された領土教育について危惧をとなえている。私は、この社説を、現段階での第一歩として評価して、一部を引用する。皆さんはぜひ全文を読んでほしい。

領土教育—複眼的な思考こそ 「朝日新聞」社説(2017.2.15)

政府の見解を教えるだけではなく、相手国の言い分も伝え、世界を知り、自分の頭で考えることをうながしたい。北方領土、竹島、尖閣諸島は「我国の固有の領土」で、尖閣諸島に「解決すべき領有権の問題は存在していない」。そんな記述が小中学校の学習指導要領に盛り込まれた。小学五年の社会科と、中学の地理・歴史・公民の全分野で、政府見解を教えることになる。領土は各国のナショナリズムや利害がぶつかり合い、外交上の摩擦の要因になる。子どもたちが日本の主張を知っておくことは大切だ。だが政府見解は数学の公式とは違う。日本の立場の表明であり、それを学ぶのみでは現実には理解できない。教室で「尖閣に領土問題は存在しない」と教えても、中国船による領海侵入のニュースは流れる。領土とは何か。隣国はどう考えているか。いかなる歴史的経緯があるか。こうした事実を知って初めて、問題を深く、複眼的に見ることができる。

……政府見解は、今回突然に登場したわけではない。文部科学省は、三年前、政権の意向を踏まえ、教科書執筆や授業の指針となる指導要領の「解説」に同趣旨の記述を入れた。既に小中の社会科の全教科書が三つの領土について記載している。だが、法的拘束力を持つとされる指導要領本体と「解説」とでは、重みが違う。教員が指導要領に従わなければ、処分される根拠にもなりうる。決められた通りに教えることが従来以上に求められるのではないか。自国第一主義の風潮がはびこる中、独自の工夫を偏向と批判する空気が広がれば、教員は腫れ物に触れるような授業しかできなくなるだろう。……自国の主張が正しいといいつのるだけでは共感は得られない。育てたいのは、相手の立場を理解し、冷静に考え、議論し、共生の道を探ろうとする人材だ。教育を通じて一つの価値観や歴史観を植え付ける息苦しさや誤りを、この国は過去に経験し、今は隣国に見ている」(下略)。

10/12 !! 第18回「竹島の日」を考え直す集い あなたの参加を

- ◆テーマ **日韓友好と領土問題**……竹島領有をめぐる最近の出来事
- ◆日時 2019年10月12日(土) 午後2:00~4:30
- ◆場所 **エルおおさか** 709号室(大阪市地下鉄・京阪の**天満橋駅**より西10分)
- ◆内容 **講演1「独島=竹島問題の疑問に答える」** 朴炳涉 (竹島=独島問題研究ネット代表)

講演2「歴史の真実に基づき、教科書の竹島記述・学習を批判する」

……「韓国が不法占拠」との記述は間違いである 久保井規夫 (理事長、歴史学名誉博士)

この集いは、

式「領土と歴史の竹島問題」を議論(兼)開会・後援、アス